

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十六号）（経営管理課）

一 趣旨

病院事業に係る料金を新たに設定する等するための改正

二 内容

- (一) 病院が表示する診療時間以外の時間における診察の上限額の新設
- (二) 非紹介患者の初診の上限額の改定

三 施行期日

平成二十九年四月一日